

処方せんを再発行する場合の業務フロー

【処方せんが再発行される理由】

処方せんが再発行される場合には、2通りのパターンが存在する

- ① 処方せんを紛失してしまった場合
- ② 薬を紛失してしまった場合

【各々の場合の処方せん料の取り扱いについて】

- ① 処方せんを、調剤薬局などに持っていく前に紛失してしまった場合
 - ・ 処方せんは再発行となるため、処方せん料は『自費』となる
 - ・ 薬についても『自費』となる
- ② 薬を一度手にし、その後薬を紛失した場合

例えば、自宅で紛失し、60日処方だったが3日しか服用していないのに薬を失くしてしまった。などの場合

- ・ 処方せんは再発行となるため、①と同じ様に処方せん料は『自費』となる
- ・ 薬をもらっていることになるため、薬局で薬を再度もらう場合は『自費』となる

ただ、②の場合処方せんを薬局に持参しても、手書きのコメントなどの場合は、患者側で偽装したのではないかと疑われ、なかなか薬がもらえないことがある

【処方せんを再発行する①②の場合の、業務フロー】

- 1、 患者様（家族を含む）より依頼があった場合は、①処方せん紛失なのか、②薬紛失なのかを必ず依頼を受けた医事課職員または看護師は確認し、医師に伝える。
- 2、 医師は、処方せんを再発行する場合に必ず「処方せん紛失の為再発行」または「薬紛失の為、処方せん再発行」と処方せんのコメント欄に入力をする。
- 3、 対応した医事課職員または看護師は、医師に依頼する前に『自費』扱いになる旨を必ず患者（家族を含む）に説明し納得していただく。
- 4、 医事課職員または看護師は、基本カードに赤字で『処方せん自費』と記載する。
- 5、 再発行された処方せんを渡す場合には、コメント欄にコメントの入力があること、基本カードに「処方せん自費」と赤字で記載があることを確認し、患者（家族を含む）へ再度『自費』扱いになっていることを確認し渡す。

*自費扱いとなるが、自費カルテを作成する必要はない（医事課へ確認済）

基本カードへの記載は別紙参照